

# 宜野湾マリン支援センター指定管理者募集要項

令和8年10月

宜野湾市市民経済部観光スポーツ課

## 1 指定管理者募集の目的

海の生物や環境等の各市民講座及び海の体験学習の場を提供することにより、環境保全に対する認識を高め、海に関する啓発を行うとともに、海洋事業者等への事業支援を図ることを目的に宜野湾マリン支援センターは設置されました。

その宜野湾マリン支援センターの管理運営については、施設の効果的運営とサービスの向上・経費の削減を目指し、施設の供用開始当初の平成20年度より指定管理者制度を導入しております。

以上のような目的のもと、宜野湾マリン支援センターは、指定管理者に管理運営して頂いておりますが、令和9年3月31日をもって指定管理期間が満了することに伴い、令和9年4月1日から令和12年3月31日まで管理運営を行う指定管理者を募集します。

## 2 施設の概要

- (1) 施設の名称 宜野湾マリン支援センター
- (2) 施設の所在地 宜野湾市大山7丁目10-27
- (3) 建物等の概要
  - ・建物構造 鉄筋コンクリート造一部2階建て
  - ・敷地面積 6095, 87㎡
  - ・センター棟床延面積 1598, 06㎡ (事務所、研修室、シャワー室等)
  - ・倉庫棟延床面積 1330, 97㎡ (艇庫、マリン備品庫)
  - ・プール棟延面積 800㎡ (25mプール、深度プール)
  - ・外構面積 2800㎡ (駐車場等)
  - ・供用開始 平成20年4月1日
- (4) 事業概要
  - ①海の情報発信事業に関すること。
  - ②海の支援事業に関すること。
  - ③その他海の事業に関すること。
  - ④前各号に掲げる事業のほかマリン支援センターの目的を達成するために必要な事業。

## 3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (1) 具体的な管理の基準及び業務の範囲については、別紙仕様書記載のとおりとします。
- (2) 留意事項

管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能とします。

#### 4 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

#### 5 利用料金

- ①利用者からの料金や自主事業による収入については、指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。
- ②利用料金の算定は、施設利用と備品利用に分けて指定管理者が算定し、市長の承認を得て定めるものとします。
- ③指定管理者は、前項の規定により利用料金を定める場合は、マリン支援センターの適切な管理に関する経費及び施設利用の見込みによる収入に基づき算定し、類似施設及び市場価格と比較して均衡を図るものとします。

#### 6 管理運営経費

##### (1) 指定管理料

施設管理に関する経費については、利用者収入及び指定管理者の自主事業収入による独立採算制を採用し、指定期間3年間の指定管理料の総額は原則として0円とし、指定管理者の経営努力によって生み出された余剰金については精算による返還を求めないものとする。また、逆に指定管理者に利用料金収入の減少等により運営額に不足が生じた場合でも、市はその補填は行わないものとします。

##### (2) 口座管理及び経理の区分

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、現在の使用口座とは別の口座で管理するものとします。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとします。

#### 7 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、次の要件をすべて満たすものとし、共同事業体での応募も可とします。また、団体の場合は、法人の有無を問いませんが、個人での応募は不可とします。

- ① 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による更生及び再生手続中でないこと。
- ③ 過去2年以内に、本市又は他の公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 応募書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を

受けていないこと。

- ⑥ 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦ 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑨ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体等が①から⑧の条件を満たすとともに、選定後協定締結時までに、代表者、責任分担等を明確に定めた共同事業体協定書（任意様式）の提出が可能であること。
- ⑩ 沖縄県内に本社、支社又は営業所があること。共同事業体にあつては構成員のいずれかが宜野湾市内に本社、支社又は営業所を有すること。

## 8 問い合わせ先

宜野湾市市民経済部観光スポーツ課（宜野湾市役所 2 階）

電 話 （098）893－4432

FAX （098）893－4410

E-mail [tamail622@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tamail622@city.ginowan.okinawa.jp)

[Fukumoto1012@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Fukumoto1012@city.ginowan.okinawa.jp)

担 当 観光振興係（玉井・福本）

## 9 公募の手続き

### （1）募集要項の配布

- ① 配布期間：令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 8 年 11 月 16 日（月）
- ② 配布方法：ア．宜野湾市役所 2 階 市民経済部観光スポーツ課窓口  
期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前 8 時 30 分  
から午後 5 時 15 分まで  
イ．市ホームページからダウンロード

### （2）公募に関する説明会及び施設見学会

公募に関する説明会及び施設見学会を下記のとおり開催します。

事前に説明会等参加申込書（様式 4）に必要事項を記入の上、「8 問い合わせ先」へ申し込んでください。

- ① 日 時：令和 8 年 10 月 23 日（金）10 時から 12 時
- ② 場 所：宜野湾マリン支援センター 小会議室
- ③ 参加人数：各団体等 3 名以内とします。
- ④ 持参するもの：本募集要項、仕様書

### （3）公募に関する質問、回答方法等

募集要項の内容や応募書類に関する質問及び回答については、下記のとおりとします。

- ① 受付期間：令和８年１０月２３日（金）から令和８年１１月６日（金）まで
- ② 提出方法：質問書（様式５）により、ファックス又は電子メールでの提出とします。
  - ※ 受付期間を経過した後の質問、電話及び直接来庁による質問には応じません。
  - ※ 審査基準等に関する照会対応は行いません。
- ③ 提出先：「８ 問い合わせ先」のとおり。
- ④ 回答方法：提出された質問に対する回答は、質問者及び公募に関する説明会参加者に対し、ファックス又は電子メールにて送付いたします。

#### （４）応募書類

応募する者は、次に掲げる書類を提出するものとします。なお、提出に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却いたしません。

| 法 人                                   | その他の団体                                                     |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ① 参加申込書兼誓約書（様式１）                      | ① 参加申込書兼誓約書（様式１）                                           |
| ② 事業計画書（様式２）                          | ② 事業計画書（様式２）                                               |
| ③ 共同事業体結成届出書（様式３）<br>（共同事業体で応募する場合のみ） | ③ 共同事業体結成届出書（様式３）<br>（共同事業体で応募する場合のみ）                      |
| ④ 共同事業体協定書（共同事業体で応募する場合のみ）＊任意様式       | ④ 共同事業体協定書（共同事業体で応募する場合のみ）＊任意様式                            |
| ⑤ 定款、寄附行為、規約等                         | ⑤ 代表者の履歴書                                                  |
| ⑥ 登記事項証明書                             | ⑥ 代表者の身元を証明する書類（身分証明書（本籍地発行）、住民票抄本（特別）、戸籍抄本（一部事項証明書）、印鑑証明書 |
| ⑦ 法人の組織、運営に関する書類                      | ⑦ 団体の設立趣旨、事業概要が分かる書類                                       |
| ⑧ 役員名簿                                | ⑧ 代表者、構成員の名簿                                               |

|                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑨ 納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（法人税、消費税及び地方消費税）</li> <li>・地方税（都道府県民税、法人市町村民税）</li> </ul> <p>※ 法人の設立が1年未満の場合は、代表者の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県民税、市町村民税）の納税証明書</p> | <p>⑨ 納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（所得税、消費税及び地方消費税）</li> <li>・地方税（都道府県民税、市町村民税）</li> </ul> |
| <p>⑩ 過去3年間の決算書類、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書等</p>                                                                                                                                            | <p>⑩ 過去3年間の決算書類、事業報告書、収支決算書等</p>                                                                                 |

※ 共同事業体で応募する場合、法人、その他の団体での応募に関係なく、上記⑤～⑩の書類については、これを組織する構成員ごとに提出すること。

※ ④については、選定後協定締結時までに提出すること。

#### （5）応募書類の提出期間等

##### ① 提出期間

令和8年10月16日(金)から令和8年11月16日(月)

##### ② 提出部数

9部（正本1部、写し8部）

提出書類はA4版左2点穴あけ綴りとして提出すること。

##### ③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く8時30分から正午、13時から17時15分までの間に持参するものとする。）

##### ④ 提出先

「8 問い合わせ先」のとおり。

#### 10 指定管理候補者の選定等

##### （1）選定の方法

宜野湾マリン支援センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、提案内容等の書類審査（一次審査）後、提案概要説明（プレゼンテーション）及び質疑審査を行い、指定管理候補者を選定いたします。

##### （2）プレゼンテーションの実施

提出された事業計画書等における提案内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施いたします。

- ① 日 時 令和8年11月20日(金) 10時から17時  
※ 日程については、応募件数等を考慮し、詳細な日時を後日連絡します。  
※ プレゼンテーションの順番については、申込み終了後、事務局の抽選により決定いたします。
- ② 場 所 宜野湾市役所3階 第1会議室
- ③ 参加人数 3名以内とし、総括担当者については必ず出席してください。ただし、出席者は応募団体等の社員（共同事業体による応募の場合については、その構成員を含む）に限ります。
- ④ 提案時間 提案内容について、説明20分、質疑20分の計40分程度を予定しています。
- ⑤ 機 材 等 プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは、本市が用意します。その他の機器については応募者で準備してください。
- ⑥ そ の 他 公募期間終了後（11月16日以降）の応募書類の追加、変更、差し替えは原則認めません。

### （3）審査基準等

- ①利用者の公平な利用が確保できるとともに、サービスの向上が図れるものであること。
- ・施設の設置目的と管理運営の方針との整合性
  - ・利用者の平等・意見の反映
  - ・サービス向上への取り組み内容
- ②マリン支援センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・利用促進（収入確保）に向けた取り組みと効果
  - ・効率的かつ効果的な管理運営への取り組み
  - ・事業計画（自主事業）の内容と実現の可能性
- ③事業計画書に沿った管理運営を安定して行える物的及び人的能力を有していること。
- ・人的能力（組織、配置、研修・労働環境）
  - ・利用者の安全確保・危機管理
  - ・施設等の維持管理業務
  - ・財務状況（純資産・剰余金・総資産など）
- ④以上のもののほか、マリン支援センターの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
- ・個人情報保護に対する取り組み
  - ・地域イベントや他の事業者等との連携
  - ・本市を本拠地とする事業者・団体であるか
  - ・市民の雇用創出の提案があるか

#### (4) 指定管理候補者の選定

(3) の評価の結果に基づき、次のとおり指定管理候補者を選定するものとします。

- ① 各委員が審査項目ごとに採点を行い、合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い団体等を指定管理候補者に選定し、次に多い団体等を次点候補者に選定します。
- ② 上記①において、順位を1位とした委員の数が同じである場合は、各委員の合計点が最も高い団体等を指定管理候補者として選定し、次に高い団体等を次点候補者として選定します。
- ③ 上記②において、各委員の合計点が同数であった場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い団体等を指定管理候補者とし、次に多い団体等を次点候補者に選定する。以下、同数の場合はこれを準用し選定する。
- ④ 上記③において、同数が続き決まらない場合は、委員長による抽選により、指定管理候補者及び次点候補者を選定する。
- ⑤ 公募の結果、応募が1団体等の場合においても、プレゼンテーション審査を実施し、指定管理者として管理運営能力があると選定委員会で判断した場合に指定管理候補者として選定します。
- ⑥ 上記①から⑤にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定しないものとします。

#### (5) 次点候補者の取扱い

(4) で選定された指定管理候補者が選定を取り消された場合や、指定後に指定管理者側から辞退の申し出があった場合等は、次点候補者を指定管理候補者とし、指定や協定締結の交渉を行うものとします。

#### (6) 選定結果

選定結果は、宜野湾市ホームページ等にて掲載するとともに別途提案者に通知いたします。なお、選定結果について、通知する情報以外の審査点数等プロポーザルの審査の詳細については、公表しません。

#### (7) 指定管理者の指定

指定管理者を指定するには、地方自治法の規定により、議会の議決が必要のため、議決後に指定管理者として指定するものとします。

### 11 協定の締結

「10 指定管理者の選定等」により指定管理者として指定された者と協定を締結するものとします。

## 12 市と指定管理者との責任分担

協定を締結するにあたり、市と指定管理者のリスクの種類と責任分担については以下のとおりとし、疑義のある場合や定めのない事項については、市と指定管理者が協議により定めるものとします。

| リスクの種類             | 内 容                                   |                    | 責 任 者        |       |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------|--------------|-------|
|                    |                                       |                    | 市            | 指定管理者 |
| 法令等変更              | 指定管理者が行う管理運営業務に影響する法令等の変更             |                    | ○            |       |
| 税制変更               | 消費税(地方消費税を含む)率等の変更                    |                    | ○            |       |
|                    | 法人税・法人住民税率等の変更                        |                    |              | ○     |
|                    | それ以外で管理運営に影響するもの                      |                    | ○            |       |
| 管理運営内容の変更          | 市の施策による期間中の変更                         |                    | ○            |       |
|                    | 指定管理者の発案による期間中の変更                     |                    |              | ○     |
| 管理運営業務の中断・中止・臨時休館等 | 市に帰責事由があるもの(施設、市の機器の不備や施設改修による臨時休館等)  |                    | ○            |       |
|                    | 指定管理者に帰責事由があるもの(指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等) |                    |              | ○     |
|                    | 指定管理者の自主事業の運営                         |                    |              | ○     |
| 資料・展示品の損傷          | 指定管理者の管理の瑕疵によるもの                      |                    |              | ○     |
|                    | その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等        |                    | ○            |       |
| 施設等の損傷             | 指定管理者に帰責事由があるもの                       |                    |              | ○     |
|                    | 指定管理者が設置した設備・備品                       |                    |              | ○     |
|                    | 施設の設計・構造上の原因によるもの                     |                    | ○            |       |
|                    | その他経年劣化を含む小規模修繕                       | 1 件あたりの単価が 50 万円以上 | ○            |       |
|                    |                                       | 上記以外               |              | ○     |
| 施設等の維持管理           | 建物、機械設備等の保守点検                         |                    |              | ○     |
|                    | 清掃、塵芥処理等                              |                    |              | ○     |
| 利用者等への損害賠償         | 市に帰責事由があるもの                           |                    | ○            |       |
|                    | 指定管理者に帰責事由があるもの                       |                    |              | ○     |
|                    | 市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの     |                    | ○<br>(協議による) |       |

|                   |                                                           |              |   |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|--------------|---|
| 周辺地域、住民、施設利用者への対応 | 地域との協調                                                    |              | ○ |
|                   | 施設の管理運営、業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情への対応                     |              | ○ |
|                   | それ以外のもの                                                   | ○            |   |
| セキュリティー           | 指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等                                  |              | ○ |
| 事業終了時の原状復帰        | 指定管理期間の終了、又は指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状復帰及び撤収費用 |              | ○ |
| ※ 不可抗力            | 不可抗力による施設・設備の復旧費用                                         | ○            |   |
|                   | 不可抗力による管理運営の中断(避難所開設を含む)                                  | ○<br>(協議による) |   |

※ 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的、人為的な現象。

### 13 その他応募に関する留意事項

- (1) 1団体等につき1応募とし、同一構成共同事業体による複数の応募をした場合は失格とします。
- (2) 応募書類の著作権は、提出した事業者に帰属するものとします。
- (3) 応募書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 応募書類について、提出期限までに所定の書類の提出がない場合は、応募がなかったものとして取り扱うものとします。
- (5) 共同事業体で応募する場合、応募書類提出後は代表者及び構成員の変更は認めません。ただし、構成員の倒産、解散等特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務執行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可とします。
- (6) 提出期限終了後の応募書類の再提出又は差し替え及び追加、変更は、原則として認めません。
- (7) 選定期間中又は選定後において、次の事項に該当することが判明した応募者については、選定の審査対象から除外し、選定の結果、指定管理候補者又は次点候補者として選定されている場合は、その選定を取消すものとします。
  - ① 委員会の委員、宜野湾市職員、その他本件に関する関係者と本件提案について個別に接触する等、公正性を阻害する行為を行ったことが判明したとき
  - ② 事業計画書等の応募書類に虚偽の記載があることが判明したとき
  - ③ 応募者の資格要件を満たしていないことが判明したとき
  - ④ その他不正行為があったことが判明したとき

- (8) 応募書類は、審査目的以外には応募者に無断で使用しません。また、宜野湾市情報公開条例(平成13年宜野湾市条例第16号)に基づく開示請求が行われた場合でも原則開示しないものとします。
- (9) 選定結果についての異議は一切受け付けません。
- (10) 応募書類提出後、応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式6)を提出するものとします。

14 スケジュール(予定)

| 実施内容             | 実施期日                       |
|------------------|----------------------------|
| 募集要項の配布          | 令和8年10月16日(金)から11月16日(月)まで |
| 公募に関する説明会及び施設見学会 | 令和8年10月23日(金)              |
| 公募に関する質問受付       | 令和8年10月23日(金)から11月6日(金)まで  |
| 応募書類の受付          | 令和8年10月16日(金)から11月16日(月)まで |
| 委員会による審査、選定      | 令和8年10月中旬から11月下旬まで         |
| 市議会へ指定議案の上程、議決   | 令和8年12月                    |
| 指定管理者の指定         | 令和8年12月                    |
| 協定締結に向けて協議、協定締結  | 令和9年1月から3月まで               |
| 指定管理者による管理運営開始   | 令和9年4月1日～                  |

以上